

帰還困難区域（大熊町）に居住していた申立人について、申立人が所有する自宅周辺の立木の財物損害として、立木の種類や所在地を踏まえ統計資料を基に材積や単価を認定するなどして、直接請求手続を上回る損害額の賠償が認められるとともに、墓地の移転に係る費用（墓地使用料、墓石代等。ただし、直接請求手続における既払金を控除。）、家族別離を理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分（別離期間につき月額3万円として算定。）の賠償が認められた事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）において、申立人X（以下、「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下、「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項の損害項目及び期間に対する和解金として、合計金293万5641円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- （1）本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- （2）本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

5 確認条項

申立人及び被申立人は、別紙記載の財物損害について、仮に本和解による賠償がその価格の全部の賠償である場合でも、その支払いにかかわらず所有権は移転しないことを相互に確認する。

6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通、被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和6年3月25日

（仲介委員 戸嶋 洋一）

損害項目		期 間	和解金額(円)	備 考
日常生活阻害 慰謝料	増額事由 (家族別 離)	H23.3 ~ H28.8	1,980,000	申立人と家族との別離
墓地の移転に かかる費用	墓 地 使 用 料、墓石代 等	H27.7.7~ H28.5.26	704,400	大熊町から郡山市への墓地移転 ※祭祀費用(旧墓の魂抜き、新墓へ の魂入れ)を含む。
財物損害	立木		251,241	(所在及び面積) 双葉郡大熊町〇〇 〇〇番 1035.00 m ² 同〇〇番 1666.00 m ² 同〇〇番〇〇 1308.77 m ²
合 計			2,935,641	